

介護保健施設 おおくすの郷重要事項説明書

(令和7年1月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 おおくすの郷
- ・開設年月日 平成12年5月15日
- ・所在地 千葉県香取市府馬3723番地
- ・電話番号 0478-78-1122 FAX 0478-78-1000
- ・管理者名 施設長 寺本 修
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (125 3080041号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設 おおくすの郷の運営方針】

おおくすの郷では、常に入所者の立場に立ち介護サービスを提供いたします。また、明るく家庭的な雰囲気の下、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援し、家庭復帰を目指します。

- (3) 入所定員等
 - ・定員 100名
 - ・療養室 個室 8室、2人室 8室、4人室 19室
- (4) 通所定員等
 - ・定員 1日 30名

(5) 施設の職員体制

【入所・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1			健康管理・療養上の指導を行います。
・看護職員	9 (うち兼 1)	3	1	保険衛生・看護業務を行います。
・薬剤師		1		医師の処方に基づき、調剤業務を行います。
・介護職員	23	7	3	入所者の日常全般の介護業務を行います。
・支援相談員	1			生活相談、処遇企画・実施等を行います。
・理学療法士又は 作業療法士	3 (兼)	1 (兼)		日常機能の改善と減退防止を行います。
・管理栄養士 ・栄養士	1	1		食事の献立作成、栄養計算、栄養指導を行います。
・介護支援専門員	1			施設サービス計画の作成等を行います。
・事務職員	5			必要な事務を行います。
・調理員	10	4		給食業務を行います。
・運転手				自動車運転業務を行います。

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・医 師	1 (兼)			健康管理・療養上の指導を行います。
・看護職員				保険衛生・看護業務を行います。
・薬剤師				医師の処方に基づき、調剤業務を行います。
・介護職員	6 (うち兼1)	3		利用者の日常全般の介護業務を行います。
・支援相談員	1			生活相談、処遇企画・実施等を行います。
・理学療法士又は 作業療法士	3 (兼)	1 (兼)		日常機能の改善と減退防止を行います。
・管理栄養士 ・栄養士	1 (兼)	1 (兼)		食事の献立作成、栄養計算、栄養指導を行い
・介護支援専門員				施設サービス計画の作成等を行います。
・事務職員	5 (兼)			必要な事務を行います。
・調理員	10 (兼)	4 (兼)		給食業務を行います。
・運転手	1 (兼)	4		自動車運転業務を行います。

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝 食	7時40分～
昼 食	12時00分～
おやつ	15時00分～
夕 食	18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護支援事業介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑬ 行政手続き代行

⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

- ・ 名称 香取おみがわ医療センター
- ・ 住所 千葉県香取市南原地新田438-1

- ・ 名称 千葉県立佐原病院
- ・ 住所 千葉県香取市佐原イ2285

<協力歯科医療機関>

- ・ 名称 根本歯科医院
- ・ 住所 千葉県香取市府馬2797

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- | | |
|----------------|--|
| ・ 面会 | 平日：午前9時～午後6時までできます。
土日・祭日：午前9時～午後5時30分までできます。 |
| ・ 外出・外泊 | 施設指定の許可願を2日前までに提出してください。 |
| ・ 食べ物持込み | 原則としてできません。 |
| ・ 飲酒・喫煙 | 原則としてできません。 |
| ・ 火気の取り扱い | 使用できません。 |
| ・ 所持品・備品等の持ち込み | 事前に施設にご相談ください。 |
| ・ 金銭・貴重品の管理 | なるべく施設にお預けください。 |
| ・ 外泊時等の施設外での受診 | 事前に施設にご連絡ください。 |
| ・ 宗教活動 | できません。 |
| ・ ペット | できません。 |

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消化器、屋外消火栓、非難すべり台など消防法に基づき設置しています。
- ・ 消防訓練 年3回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及びご意見等の相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

責任者	施設長	寺本 修
相談・ご意見受付担当者	支援相談員	上野 恵美 横山 悠子
電 話	0 4 7 8 (7 8) 1 1 2 2	

・相談やご意見などは、担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内玄関ホールに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

・当事業所以外に、市町村及び国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口之苦情を伝えることができます。

連絡先	香取市役所 福祉健康部高齢者福祉課
	電話 0 4 7 8 (5 0) 1 2 0 8

	旭市役所 高齢者福祉課介護保険班
	電話 0 4 7 9 (6 2) 5 3 0 8

	千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
	電話 0 4 3 (2 5 4) 7 4 2 8

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。